

平成 23 年 3 月 30 日

公立大学長 各位

公立大学協会

会長 矢田俊文（北九州市立大学長）

（平成 21 年度、22 年度会長）

副会長 江里健輔（山口県立大学長）

（平成 23 年 4 月 1 日より会長職務代行者）

東北地方太平洋沖地震に係る修学支援について（要請）

公立大学においては、東北地方太平洋沖地震により被災した学生の修学支援を行うため、あくまで各公立大学の判断となりますが、可能な限り「公立大学協会東北地方太平洋沖地震に係る修学支援要領」に沿って科目等履修生の受け入れに関する特例措置をとられるよう要請致します。

また、各公立大学に在籍する学生が被災し、本特例措置によって支援を受けられる場合には、取得した単位が卒業単位として認定できるよう、被災学生が在籍する大学において、単位認定の基準の弾力的な対応を行うよう合わせて要請致します。

公立大学協会・事務局

105-0003 東京都港区西新橋 1-6-13 虎ノ門吉荒ビル 9F

TEL (03) 3501-3336 FAX (03) 3501-3337

jimu@kodaikyo.jp

(理事会決定)
平成 23 年 3 月 28 日

公立大学協会 東北地方太平洋沖地震に係る修学支援要領

1 趣旨

この修学支援は、東北地方太平洋沖地震により被災した学生の修学支援を行うため、特例措置として、一定の年限を定めて科目等履修生を受け入れるものである。

2 支援措置の内容

(1) 対象者

被災した世帯の学生

(2) 願書受付締切日

平成 23 年の前期については少なくとも 4 月末まで行う

(3) 選考

書類選考により選考を行うものとする。

(4) 入学試験料・履修料等

入学試験料、入学料及び科目等履修料については免除する。

(5) 履修制限

基本的に履修制限を設けず、履修単位数の上限については大学の判断において定める

(6) 受入定員

各大学が個別に定める。

3 支援措置の周知

各大学のホームページのほか、公立大学協会のホームページによる。

東北地方太平洋沖地震に係る修学支援について(イメージ)

- 被災した学生を一定の年限を定め、履修料免除で科目等履修生として受け入れる(在籍大学を休学しない)もの。
- この特例措置のモデルとして公立大学協会で修学支援要領を作成し、会員の公立大学に支援を呼びかける。

